

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局看護課

病院内保育所における看護職員等の子どもの受入等について

今般、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症が急増しており、通常時に預けている地域の保育所等の休園措置等により、子どもの預け先がなくなること、子育て等を理由に、子どもがいる看護職員等の医療従事者（以下「看護職員等」という。）が出勤できなくなることも想定されます。

各都道府県におかれましては、地域の医療提供体制を確保するためにも、看護職員等が通常時に預けている保育園等が休園となった場合、地域医療介護総合確保基金等を活用して各医療機関が運営等を行っている院内保育所の積極的な利用を図るよう、管内医療機関に要請いただきますようお願いいたします。具体的には、病院内保育所を運営する医療機関における看護職員等の子どもの保育に病院内保育所を積極的に活用いただくとともに、近隣の医療機関の看護職員等の子どもも病院内保育所を利用できるよう、病院内保育所の柔軟な運用について管内医療機関に要請いただきますようお願いいたします。

なお、こうした病院内保育所の柔軟な運用に伴って、既に実施している病院内保育所運営事業を拡充するための計画変更等が必要になった場合は、都道府県と御相談の上、速やかに医政局地域医療計画課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

また、小学校等の休業等に伴って、病院内保育所等において臨時・追加的に学童保育を実施した場合に係る財政支援については、令和3年度補正予算において予算措置を行っておりますので、当該予算措置を積極的に活用するよう、管内医療機関に周知のほどをよろしくをお願いいたします。

さらに、看護職員等の子どもが濃厚接触者となった場合は、子どもの世話が必要となるため、勤務継続が困難となることも考えられるところ、地域の医療提供体制を維持するために、それぞれの地域における人的資源の確保・活用が必要であることから、都道府県ナースセンター等を活用し、代替要員の確保に努めてください。なお、「オミクロン株の感染流行に対応した臨時的医療施設等の開設準備及び医療機関における診療機能の維持・継続について」（令和4年1月19日事務連絡）において、代替要員を活用する際には、医療機関において、勤務配置等を見直すこととお示ししているところですので、管内医療機関に併せて周知のほどをよろしくをお願いいたします。

【連絡先】

（全般に関して）

厚生労働省医政局看護課 担当：村井 電話：03-3595-2206

（地域医療介護総合確保基金の活用に関して）

厚生労働省医政局地域医療計画課 担当：高木 電話：03-3595-2186